

建設コンサルタント団体各位

技術監理局長 尊田 利文

設計業務等における労働環境改善の取組の拡大について（通知）

平素より、建築行政にご協力いただきありがとうございます。

本市発注の設計業務等においては、業務を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者間相互で労働環境改善を推進する取組を実施しているところです。

令和6年4月から、建設業に時間外労働の上限規制が適用されたことを受け、本市における労働環境改善の取組をさらに推進し、より一層、魅力ある建設業界の仕事の創造に努めることを目的に、取組内容と対象業務の一部見直しを行います。

つきましては、下記のとおり貴団体関係者への周知をお願いします。

記

1 取組内容

別紙1のとおり

2 対象業務

令和7年4月1日以降に発注する建設コンサルタント業務（測量、地質・土質調査、調査・計画、設計、工事監督、点検、発注者支援業務等）を対象（災害対応等緊急を要する場合は除く）

3 問い合わせ先

技術監理局 技術支援課（TEL：582-3260）

支援第一係（土木担当）：末永

支援第二係（設備担当）：加治佐

支援第三係（建築担当）：比嘉